

車が通行するところ
車が通行してはいけないところ



神戸ドライバースサポート

神戸・芦屋・西宮 ペーパードライバー出張教習 企業向け研修・講習

車道通行の原則と例外

(道路交通法 第17条第1項)

車は、歩道や路側帯と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりません。ただし、道路に面した場所に入出するためやむを得ない場合は、歩道などを通行することができます。



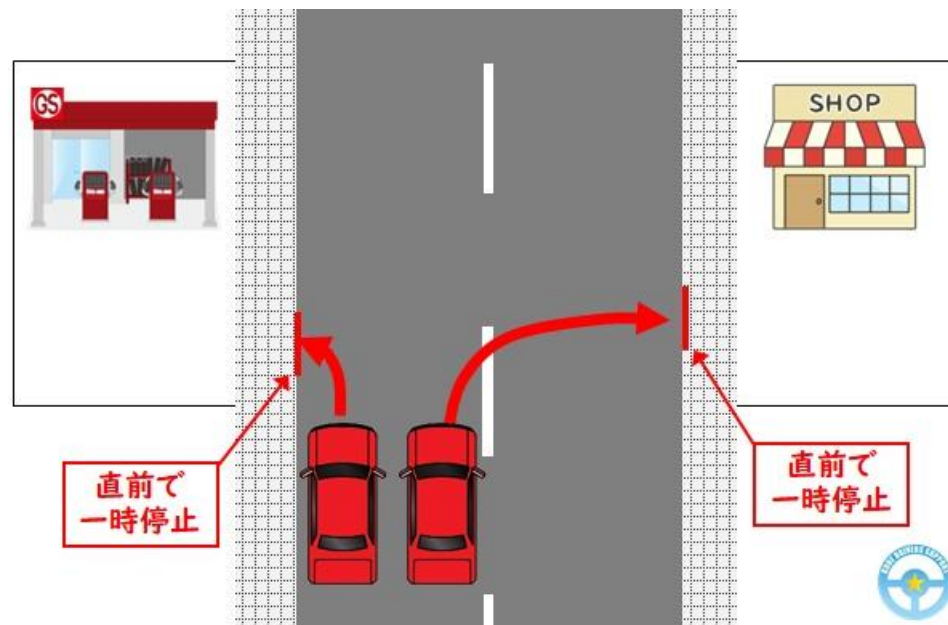
歩道のある道路



路側帯のある道路

歩道や路側帯を横切るとき (道路交通法 第17条第2項)

道路に面した場所へ出入りするために歩道や路側帯を横切るときは、その直前で一時停止するとともに、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。



歩行者がいてもいなくても
一時停止しなければなりません

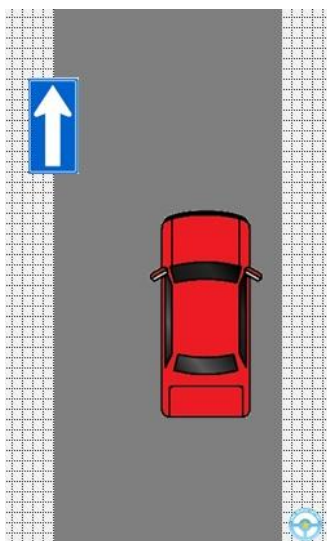
左側通行の原則と例外

(道路交通法 第17条第4項、第5項)

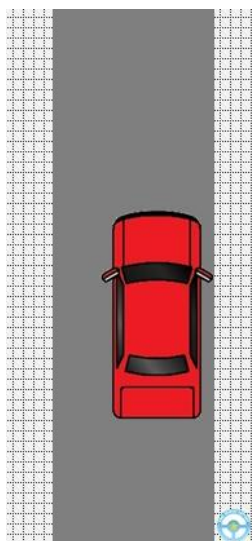
車は、道路の中央（中央線があるときは、その中央線）から左の部分を通行しなければなりません。

ただし、次の場合は道路の中央から右の部分にはみ出して通行することができます。しかし、**一方通行の場合以外は**、はみ出し方ができるだけ少なくなるようにしなければなりません。

①一方通行のとき



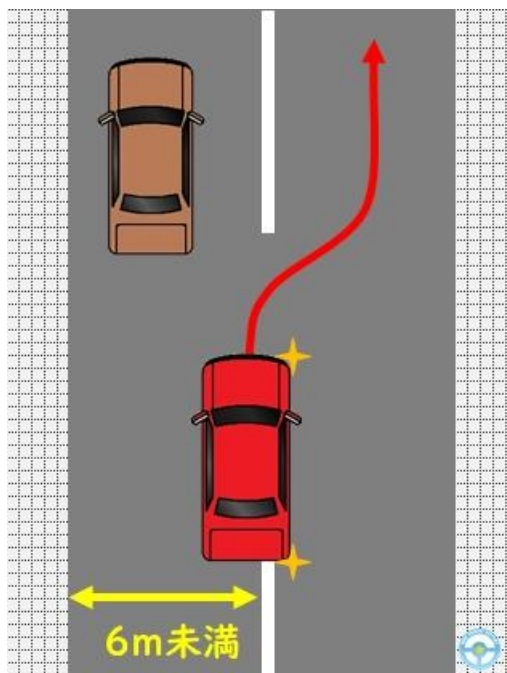
②道幅が狭いため左側部分だけでは通行するのに十分な幅がないとき



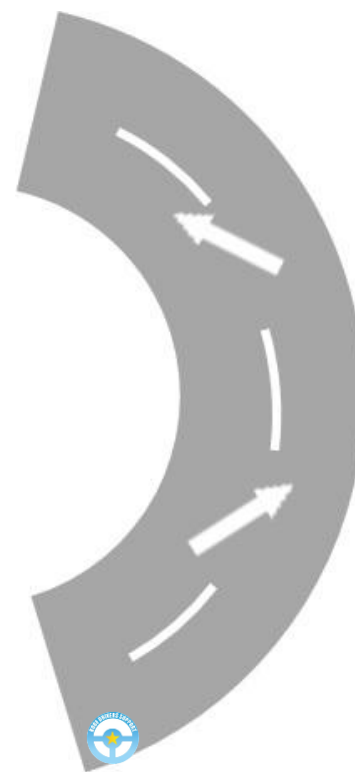
③道路工事などのため左側部分だけでは通行するのに十分な幅がないとき



- ④道路の左側部分の幅が6m未満の見通しの良い道路で、反対方向からの交通を妨げるおそれがない場合に、他の車を追い越そうとするとき
(標識や標示で、追い越しのため右側部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除きます)



- ⑤勾配の急な道路の曲がり角付近で「右側通行」の標示があるとき



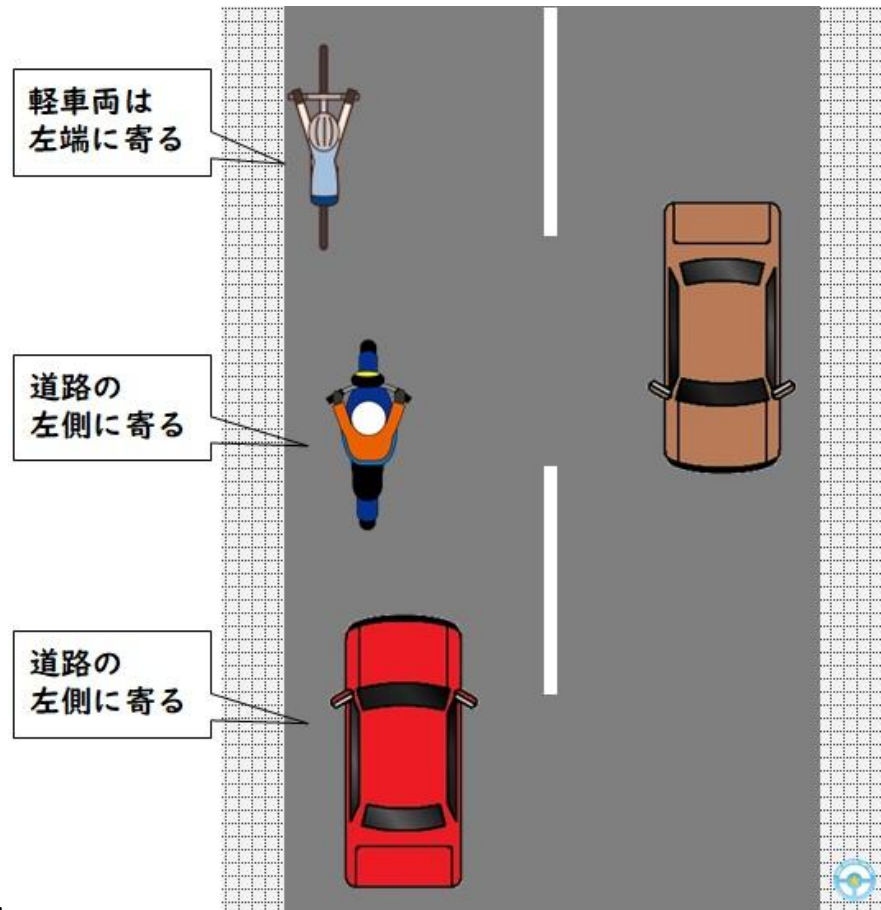
車両通行帯のない道路での通行

(道路交通法 第18条第1項)

車両通行帯のない道路では、自動車と原動機付自転車は道路の左側に寄り、軽車両は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

これを
「キープレフトの原則」
といいます。

しかし、追い越しや右折などでやむを得ないときは、道路の中央や右端に寄って通行することができます。

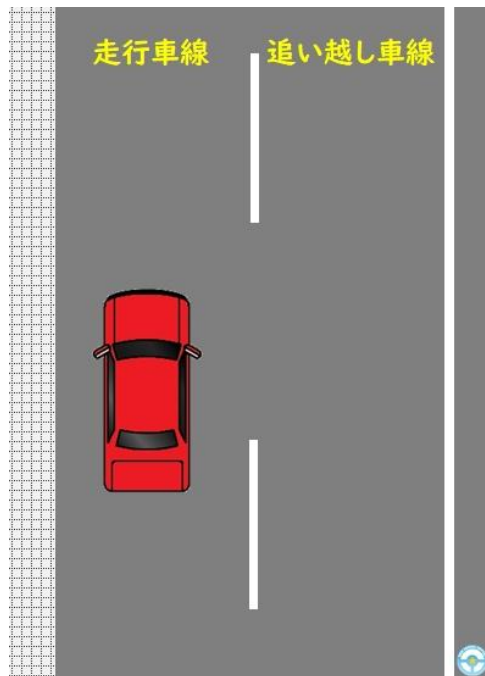


お互いに左側を走行し、中央に安全間隔を保つことが目的です

車両通行帯のある道路での通行

(道路交通法 第20条)

二つの車両通行帯があるとき



左側の車両通行帯を通行しなければなりません。

三つ以上の車両通行帯があるとき



最も右側の車両通行帯は追い越しのためにあけておき、それ以外の車両通行帯を通行することができます。
この場合には、速度が遅い自動車が左側、速度が速くなるにつれて順次右側寄りの車両通行帯を通行します。

標識や標示による指定があるとき

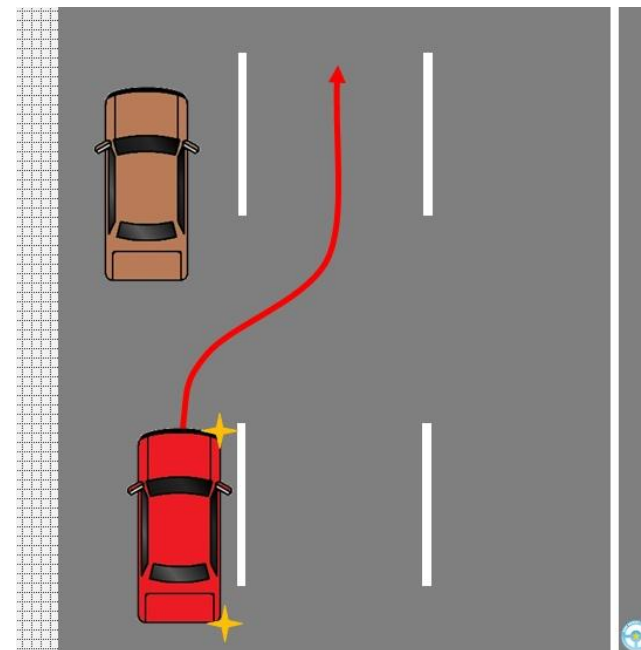


車両通行帯ごとに通行する車が指定されているときは、指定された車両通行帯を通行しなければなりません。



この場合、大型貨物自動車、特定中型貨物自動車、大型特殊自動車は、第一通行帯を通行しなければなりません。

追い越しするとき



通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければなりません。



二輪車が左側をすり抜けて追い越すことは禁止されています。

歩行者用道路の通行禁止と例外

(道路交通法 第8条第1項、第2項、第9条)

車は、歩行者用道路を通行してはいけません。

原則 車（自動車・原付・軽車両）は、通行禁止

例外として…

- ・沿道に車庫を持つ車
- ・身障者輸送車
- ・貨物集配車など



警察署長の許可を受けた車



小中学校の近くの通学時間帯に
規制されていることが多い

禁止除外車

- ・緊急自動車
- ・郵便車
- ・清掃車など



通行する場合、**歩行者がいてもいなくても徐行**
しなければなりません

他の交通ルール等については

ウェブサイトの「教習教材PDF」ページでも

ご確認ください

<https://www.kobe-drivers-support.com/teaching-materials.html>

技能編



学科編



神戸ドライバーズサポート

神戸・芦屋・西宮 ペーパードライバー出張教習 企業向け研修・講習